

会員各位

令和6年2月1日  
西尾労働基準協会

## 会報2024年2月号 目次のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、  
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

外部リンク [URL](https://www.nishio-rouki.co.jp) [西尾労働基準協会 \(nishio-rouki.co.jp\)](https://www.nishio-rouki.co.jp)

2月1日(木)掲載



### 「お知らせ」

結果報告

- ◇ ①2023年度 西尾管内大きな災害発生 3年連続でゼロ  
※50→30名大幅に減少した愛知県全体は 下記の会報欄でご報告  
ご協力ありがとうございました
- ◇ ②リスクアセスメントアンケート結果と2024年度の課題
- ◇ 上記①と②を受けて  
西尾安全協同活動内容『西尾モデル』説明資料を改訂 ご確認願います

### 「会報」

- ◇ 受付中です 2023無災害表彰と優良従業員表彰 受付締切2月23日(金)
- ◇ 監督署の窓 よく似た言葉など
- ◇ 2023年 年間 愛知の死亡災害発生状況(速報版)
- ◇ 災害統計 12月 愛知県、西尾市

### 「講習・セミナー」

西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

改訂令和6年1月10日

西尾労働基準協会

## 《無災害表彰の申請について》2024年2月23日(金)迄に

- ☆ 無災害表彰規定により2024年2月23日(金)迄に申請されたものを、  
令和6年度総会終了後に表彰いたします。総会実施予定日2024年5月10日(金)  
無災害対象期間は2023年1月～12月
- ☆ 表彰の基準は別表の通りです。  
(例) 鋳物業、従業員15名の場合  
業種は、第4群、別表第4群の30人未満をみますと420日です。  
従って、暦年の1年と55日で該当致します。
- ☆ 表彰基準に達した事業場は、2月23日迄に所定用紙(裏面のものコピー可)で  
西尾労働基準協会へ申請して下さい。

業種別・規模別無災害日数表(別表)

規模 業種	80人 以上	80人 未満	50人 未満	30人 未満	10人 未満	5人 未満
第1群	800	900	1000	1200	1800	2500
第2群	380	420	480	600	800	1200
第3群	350	380	420	500	600	800
第4群	280	350	380	420	500	600

- 第1群 電気機械器具製造業・計量器・光学機械・時計等製造業・製糸業・  
その他各種事業
- 第2群 食料品製造業・繊維工業又は繊維製品製造業・印刷又は製本業・化学工業・  
輸送用機械器具製造業・ガラス又はセメント製造業・ビルメンテナンス業
- 第3群 機械器具製造業・金属精錬業・非鉄金属精錬業・陶磁器製品製造業  
めっき業その他の製造業・清掃・火葬又はと畜の事業
- 第4群 鋳物業・金属製品製造業又は金属加工業・金属材料品製造業・  
その他の窯業又は土石製品製造業・貨物取扱事業  
木材又は木製品製造業・船舶製造又は修理業・ほ装工事業・建築事業・  
既設建築物設備工事業・機械装置の組立て又はすえつけの事業・採石業  
その他の建設事業

# 無災害表彰申請書

事業の種類			事業場の名称	事業場の所在地		
労働者数			無災害の記録期間			
男	女	計	年	月	日	から
			年	月	日	まで
						日間

無災害表彰規定第5条により申請します。

令和 年 月 日

西尾労働基準協会会長殿

申請者

各 位

## 《優良従業員表彰者推薦のお願い》 2024年2月23日(金)迄に

### ★ 表彰式日時

と き 改訂 令和6年5月10日(金) 総会終了後 15:00~15:30予定  
と ころ コンベンションホール西尾  
◇詳細は後日連絡させていただきます

### ★ 推薦要領

#### 1. 表彰の基準

表彰の対象は会員事業場に勤務する者であって

- ①男女共5年以上勤務し、勤務成績が優秀と認められる者
- ②事業場において特に顕著な業績があり、他の従業員の模範となる者
- ①又は②に該当する者で事業主より「被表彰者推薦書」が提出された者

#### 2. 推薦の手続き

前期の表彰基準に適合して、推薦される事業主は所定の「優良従業員賞被表彰者推薦書」(裏面のものコピー可)に必要事項をご記入の上、西尾労働基準協会に提出ください

3. 被表彰者事業主負担金      ¥5,000円/1人

### ★ 被表彰者の決定

各分会毎に被表彰者定数がありますので、分会において定数を超えた場合は、選考会を開き決定されます。

西尾労働基準協会会長殿

## 優良従業員賞被表彰者推薦書

候補者氏名	ふりがな		性別	男 女
年齢	氏名	満 歳		
職 種			入社年月日	昭和・平成 年 月 日
勤続年数	年 カ月			
表彰に値する 具体的理由				

上記の通り相違なく適格者と認め推薦します。

令和 年 月 日

事業場名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

## よく似た言葉など

監督署で耳にする言葉でよく似た言葉や人によって違う意味で使う言葉があります。

### 1 よく似た言葉「休業〇〇」

監督署でよく聞く「休業〇〇」は、労災保険給付に関する「休業補償」だと思います。

業務上の負傷等の療養のための休業のうち4日目以降の補償給付のことは、正確には、「休業補償給付」（労働者災害補償保険法第14条）と言います。これとは別に、休業補償給付の待期間3日間に対する事業主の補償として、「休業補償」（労働基準法第76条）というものが別に存在します。「『休業補償』について相談がある。」と伝えていただければ、労災部署につながる人が多いと思いますが、「労災保険給付に関する『休業補償』と伝えていただくとより確実です。逆に、労働基準法上の「休業補償」についてご相談がある場合には、「労働基準法上の『休業補償』について相談がある。」や「待期間の『休業補償』について相談がある。」と伝えていただくと、監督部署につながると思います。

その他の「休業〇〇」としては、通勤による負傷等の療養のための休業のうち4日目以降の給付である「休業給付」（労働者災害補償保険法第22条の2）や使用者の責めに帰すべき事由による休業に対し事業主が支払うべき賃金である「休業手当」（労働基準法第26条）といったものがあります。

### 2 日給月給制

「日給月給制」という言葉をインターネットで検索すると、「給与の月額があらかじめ月額〇〇円と決められており、欠勤・遅刻・早退をした場合はその分が差し引かれる月給制」や「給与の日額が日額〇〇円と決められており、働いた日数に応じ、毎月1回まとめて支払われる給与体系」といった異なった説明が見つかります。実は、この「日給月給制」という言葉の内容は、法律では決まっていません。

監督署では、給与の月額があらかじめ月額〇〇円と決められており、欠勤・遅刻・早退をした場合はその分が差し引かれる月給制のことを日給月給制と呼んでいます。これに対し、給与の日額が日額〇〇円と決められており、働いた日数に応じ、毎月1回まとめて支払われる給与体系のことは、単に日給制と呼んでいます。また、給与の月額があらかじめ月額〇〇円と決められており、欠勤・遅刻・早退をした場合であってもその分が差し引かれない月給制のことを完全月給制と呼んでいます。

インターネットで検索してみると、監督署の考える日給月給制を完全月給制、日給制を日給月給制と説明しているものも多く見つかります。「給与の月額があらかじめ月額〇〇円と決められており、欠勤・遅刻・早退をした場合はその分が差し引かれる月給制」で契約するつもりで、「完全月給制」という用語を使ってしまうと労働者は監督署の考える完全月給制と誤解してしまう可能性もありますので、ご注意ください。

# 令和5年愛知の死亡災害発生状況（速報版）

愛知労働局安全課

## 1 死亡災害の発生状況

愛知県内における労働災害による死亡者数は、年間40人台を中心に推移していたが、令和3年に過去最少の26人まで減少して以降、40人を下回る状況で推移している。

令和5年は、令和6年1月4日現在、死亡者数は31人となり、前年と比較して6人の減少となった。

業種別分類で見ると、製造業では前年と変わらず8人であったが、建設業において12人から5人と大幅に減少した。陸上貨物運送業においては2人の増加となった。

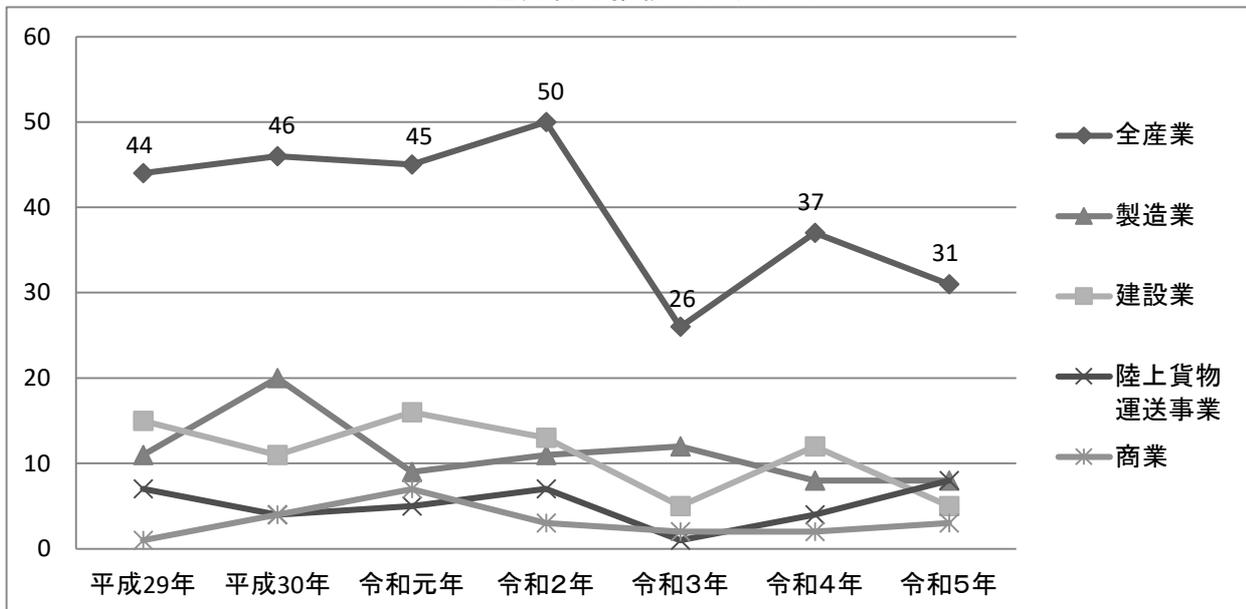
【表1、グラフ1】

(表1)

年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
死亡災害	全産業	44	46	45	50	26	37	31
	製造業	11	20	9	11	12	8	8
	建設業	15	10	16	13	5	12	5
	陸上貨物運送事業	7	4	5	7	1	6	8
	商業	1	4	7	3	2	2	3

(令和5年は、令和6年1月4日現在速報値で未確定、平成29～令和4年は確定値)

死亡災害の推移（グラフ1）

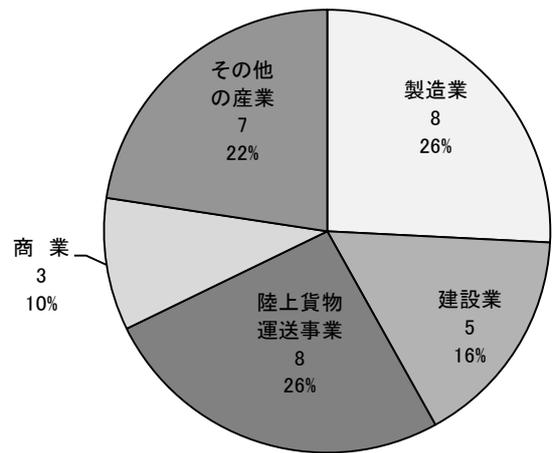


## 2 業種別死亡災害発生状況

～建設業で減少したが、他の業種は減少せず～

	令和5年 (速報値)	令和4年 (確定値)
製造業	8	8
建設業	5	12
陸上貨物 運送事業	8	6
商業	3	2
その他 の産業	7	9
合計	31	37

令和5年 業種別死亡災害発生状況 (表2)



令和5年 業種別死亡災害発生状況 (グラフ2)

業種別の死亡災害発生状況については、グラフ2のとおり製造業と陸上貨物運送事業がともに8人と最も多く、この二つの業種で52%を占めている。製造業、建設業、陸上貨物運送事業の3業種で全体の68%を占めている。

## 3 事故の型別死亡災害発生状況

～はさまれ・巻き込まれ、墜落・転落、交通事故で74%を占めている～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
墜落・転落	7	1	2	1	1
交通事故(道路)	6		1	2	2
飛来・落下	2	2			
はさまれ・巻き込まれ	10	4	1	3	
激突され	2				
倒壊・崩壊					
有害物等との接触					
その他	4	1	1	2	
合計	31	8	5	8	3

令和5年 事故の型別死亡災害発生状況 (表3)

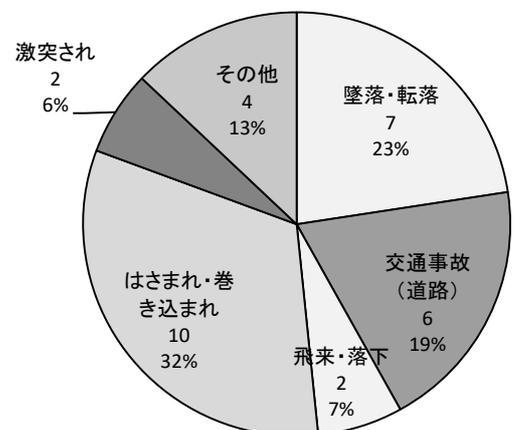
事故の型別の死亡災害発生状況については、表3・グラフ3のとおり全産業では、はさまれ・巻き込まれが最も多く32%を占め、次いで、墜落・転落災害が23%、交通事故(道路)が19%の順に発生している。これら3つの事故の型で全体の74%を占めている。

製造業では、従来、機械などによるはさまれ・巻き込まれが多くを占めてきたが、令和5年も変わらず4人と最多となった。

建設業では、従前どおり墜落・転落が多く発生する傾向がみられた。

陸上貨物運送事業では、8人に増加しており、平成29年以降最も多く発生している。うち3人は降車後に逸走した無人トラックと建物に挟まれて死亡していることに注意が必要である。

商業は、墜落・転落1人と新聞配達中の交通事故2人の合計3人となっている。



令和5年 事故の型別死亡災害発生状況 (グラフ3)

## 4 年齢別死亡災害発生状況

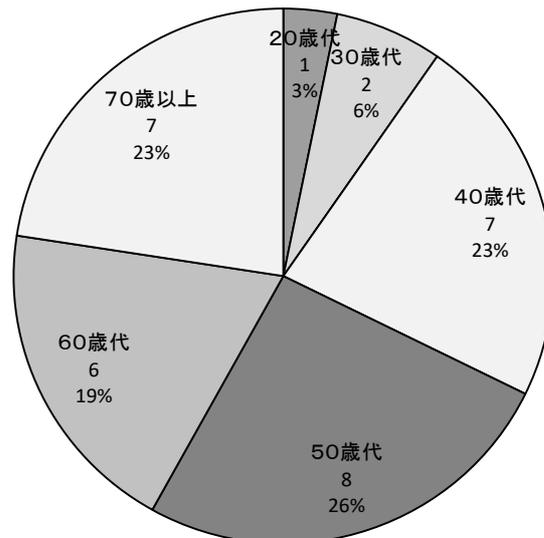
～50歳代が最多の26%を占めている～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
19歳未満					
20歳代	1				1
30歳代	2	2			
40歳代	7	2	2		1
50歳代	8	3	1	4	
60歳代	6		1	1	1
70歳以上	7	1	1	3	
合計	31	8	5	8	3

令和5年 年齢別死亡災害発生状況（表4）

年齢別の死亡災害発生状況については、表4・グラフ4のとおり、50歳代が最も多く全体の26%を占め、次いで40代と70歳以上が共に23%、60歳代が19%を占めている。

40歳以上が全体の90%を占めている。



令和5年 年齢別死亡災害発生状況（グラフ4）

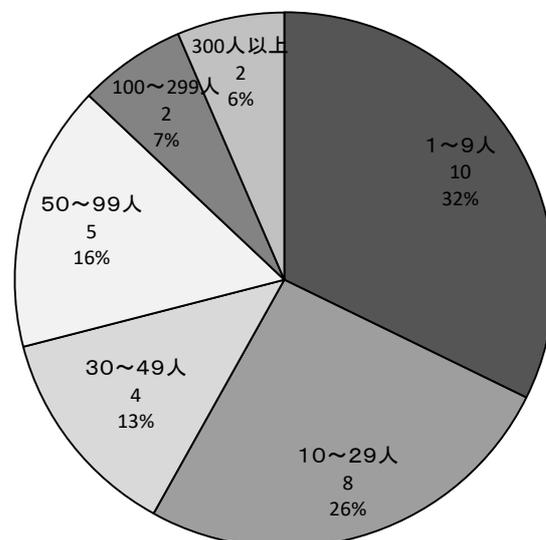
## 5 事業場の規模別死亡災害発生状況

～規模50人未満の事業場で71%を占める～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
1～9人	10	2	4	1	1
10～29人	8	2		3	1
30～49人	4	1	1		
50～99人	5	1		4	
100～299人	2	1			1
300人以上	2	1			
不明					
合計	31	8	5	8	3

令和5年 事業場規模別死亡災害発生状況（表5）

事業場規模別の死亡災害発生状況については、表5・グラフ5のとおり、安全・衛生管理者等の選任義務のない50人未満の事業場において全体の71%を占めている。特に建設業では中小零細規模の専門工事業者が多いことから、5人のうち4人が事業場規模10人未満となっている。



令和5年 事業場規模別死亡災害発生状況（グラフ5）

## 6 経験別の死亡災害発生状況

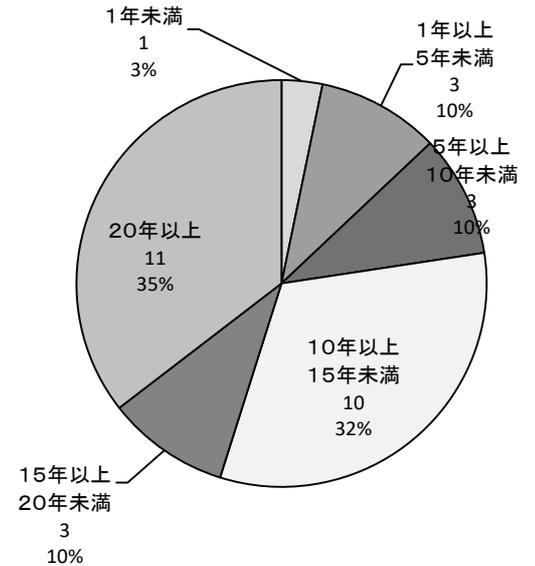
～経験年数 20 年以上が 36%を占める～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
1 年未満	1				
1 年以上 5 年未満	3				1
5 年以上 10 年未満	3	1		2	
10 年以上 15 年未満	10	5	1	3	
15 年以上 20 年未満	3		3		
20 年以上	11	2	1	3	2
不明					
合 計	31	8	5	8	3

令和 5 年 経験別死亡災害発生状況（表 6）

経験別の死亡災害発生状況については、表 6・グラフ 6 のとおり、全産業では、経験年数 20 年以上で 11 人と最も多く、経験年数 10～15 年の 10 人と合わせて 67%を占めている。一方、経験年数 5 年未満の発生率は全体の 13%である。

労働人口の高齢化に伴い、作業に不慣れた労働者よりも、ある程度作業に習熟した労働者、また熟練労働者が被災する割合が増加している。

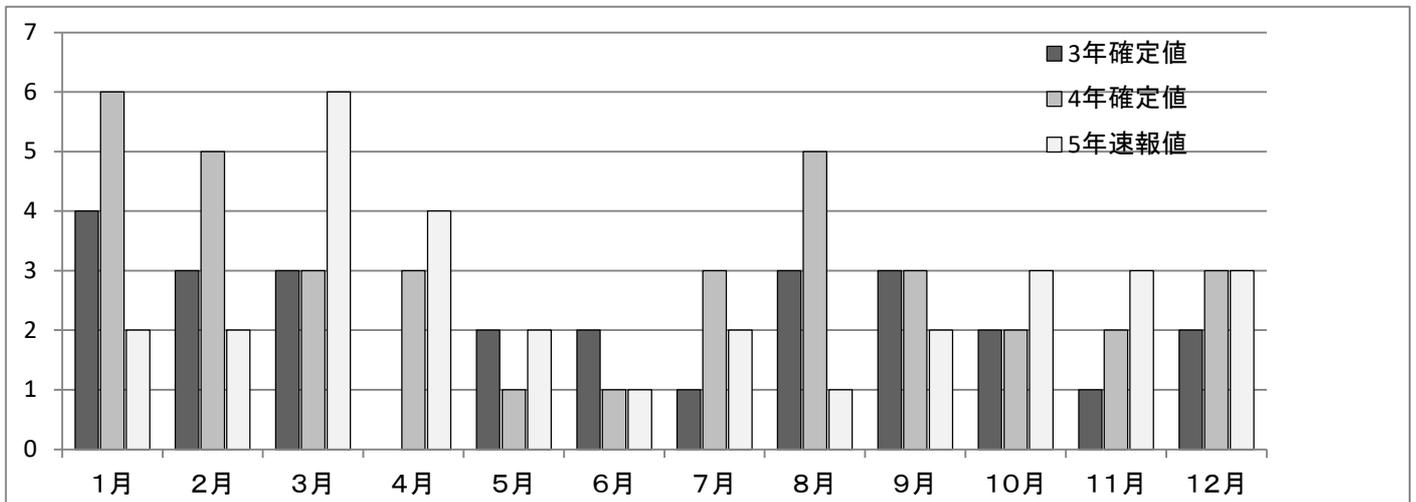


令和 5 年 経験別死亡災害発生状況（グラフ 6）

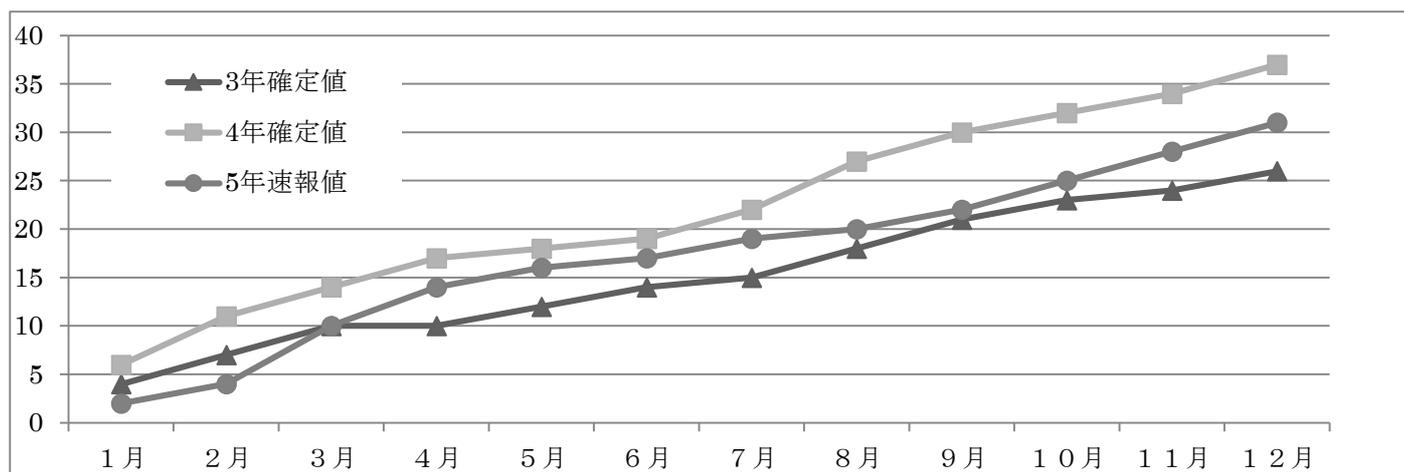
## 7 月別の死亡災害発生状況

～3月に6人、4月に4人（2か月で10人）と多く発生した～

（グラフ 7-1）



(グラフ7-2)



## まとめ

愛知労働局が策定した第14次労働災害防止推進計画（令和5年度～令和9年度）では、全業種における死亡者数を、令和9年までの早期に25人を下回ることを目標に掲げるとともに、重点業種目標として製造業で6人、建設業で5人を下回ることを目標としている。

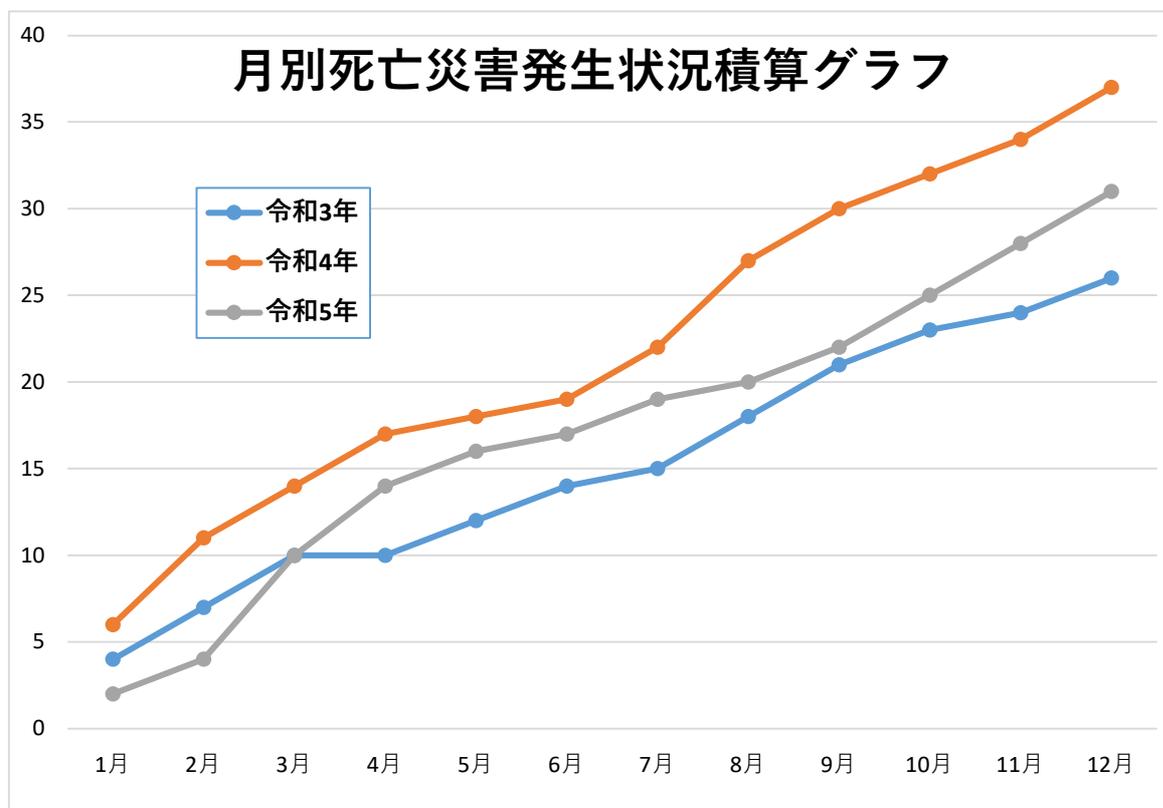
令和6年1月4日現在の死亡者数の速報値が31人であり、全業種目標の達成に向けて中長期的に減少傾向で推移している。一方で重点業種目標である製造業は8人、建設業は5人と、ともに目標を達成することはできなかった。

愛知労働局では、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康管理を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現するとともに、今後さらなる死亡災害の減少を目指すため、「安全経営あいち®」の推進・定着を強力に推進することとしている。

# 愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年1月10日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種	年 別	令和5年(速報値)	令和4年同時期(速報値)	令和4年確定値
製 造 業	製 造 業	8	7 (2)	8 (2)
	食 料 品 製 造 業		1	1
	化 学 工 業			
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	3	1 (1)	1 (1)
	金 属 製 品	1	2	2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用		2	3
	そ の 他	4	1 (1)	1 (1)
建 設 業	建 設 業	5 (1)	12	12
	土 木 工 事 業		4	4
	建 築 工 事 業	4 (1)	6	6
	そ の 他	1	2	2
陸 上 貨 物 運 送 事 業		8 (2)	4	4
商 業	商 業	4 (2)	1	2 (1)
	卸 売 業	2	1	2 (1)
	小 売 業	2 (2)		
	そ の 他			
清 掃 ・ と 畜 業		5		
上 記 以 外 の 事 業		1 (1)	10 (4)	11 (4)
合 計		31 (6)	34 (6)	37 (7)



発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R5.12.4. 2023 9:00	墜落・転落 作業床・歩み板	非常階段の開閉式手摺の左右の高さ調整を行っていた際に、高さ約6.7mの箇所から墜落したもの。
	事業場 規模 9名以下	業種 建築工事業(木建以外) 70代 鍛冶工 経験 15年
R5.12.8. 2023 14:00	墜落・転落 掘削用機械	ダンプトラックより転落したドラグショベルの下敷きとなったもの。
	事業場 規模 9名以下	業種 建築工事業(木建以外) 60代 重機オペレーター 経験 40年
R5.12.19. 2023 5:00	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	被災者は原付きバイクを運転して新聞配達をしていたが、バイクとともに倒れているところを発見されたもの。
	事業場 規模 10～29名	業種 商業 40代 配達員 経験 20年

岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

(令和5年12月末現在)

業種	5年12月 受付件数	5年 発生件数	4 同 年期	業種	5年12月 受付件数	5年 発生件数	4 同 年期
小計	5	47	70	土石採取業			
製 造 業	食料品製造業	9	12	建設業		10	18 (1)
	繊維工業・繊維製品製造業	2	4	道路旅客運送業		1	
	木材木製品・木製家具製造業		1	道路貨物運送業		11	9
	紙加工品製造業・印刷製本業			陸上貨物取扱業		2	
	化学工業	5	8	商業	1	28	34
	窯業・土石製品製造業	1	6	金融・広告業			1
	鉄鋼業・非鉄金属製造業	9	17	保健衛生業		15	45
	金属製品、金属家具製造業	2	4	接客娯楽業	1	10	9
	一般機械器具製造業	2	6	清掃業	2	5	6
	電気機械器具製造業			ビルメンテナンス業			
	輸送用機械器具製造業		10	その他の事業	1	11	10
	その他の製造業	1	1	合計	10	140	202 (1)

( )内は死亡者数を外数で表す。